

6 駐車場

基本的考え方

自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」を設ける必要がある。

整備基準 駐車場

解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この項において「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 出入口に近い位置に設置すること。
 - イ 有効幅員は、350センチメートル以上とすること。
 - ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

図6-1
車いす使用者用駐車施設

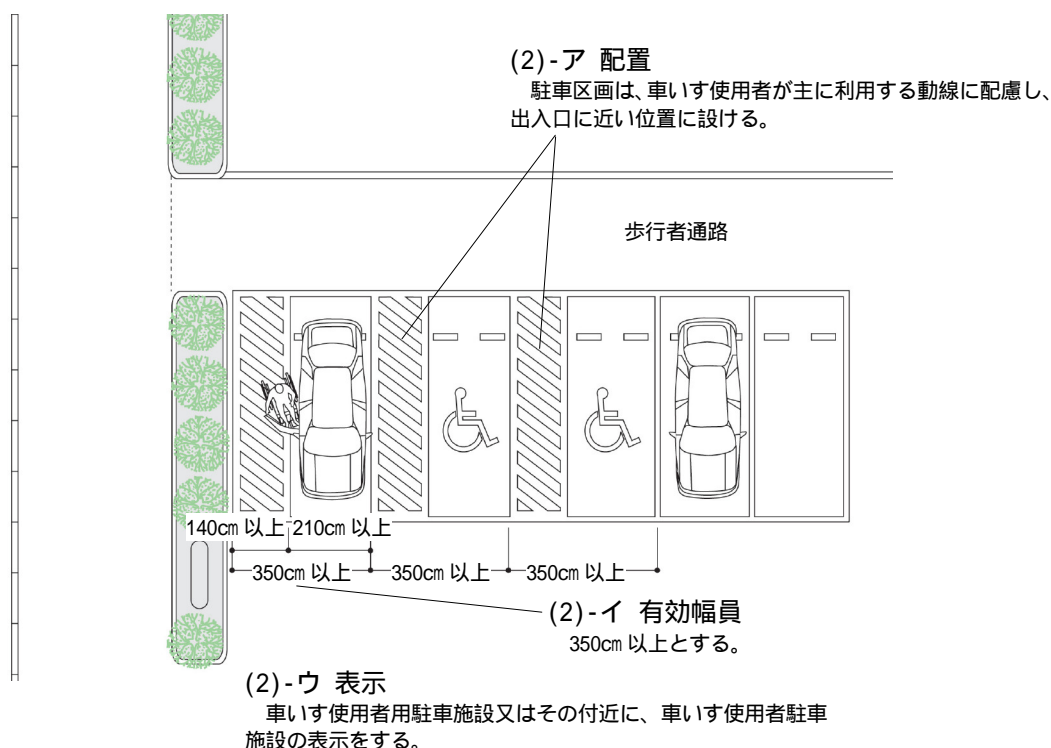
整備基準の解説

(1) 車いす使用者用駐車施設の設置数

- ・全駐車台数が200以下 : 駐車台数×1/50 以上
- ・全駐車台数が200を超える : 駐車台数×1/100 + 2 以上

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

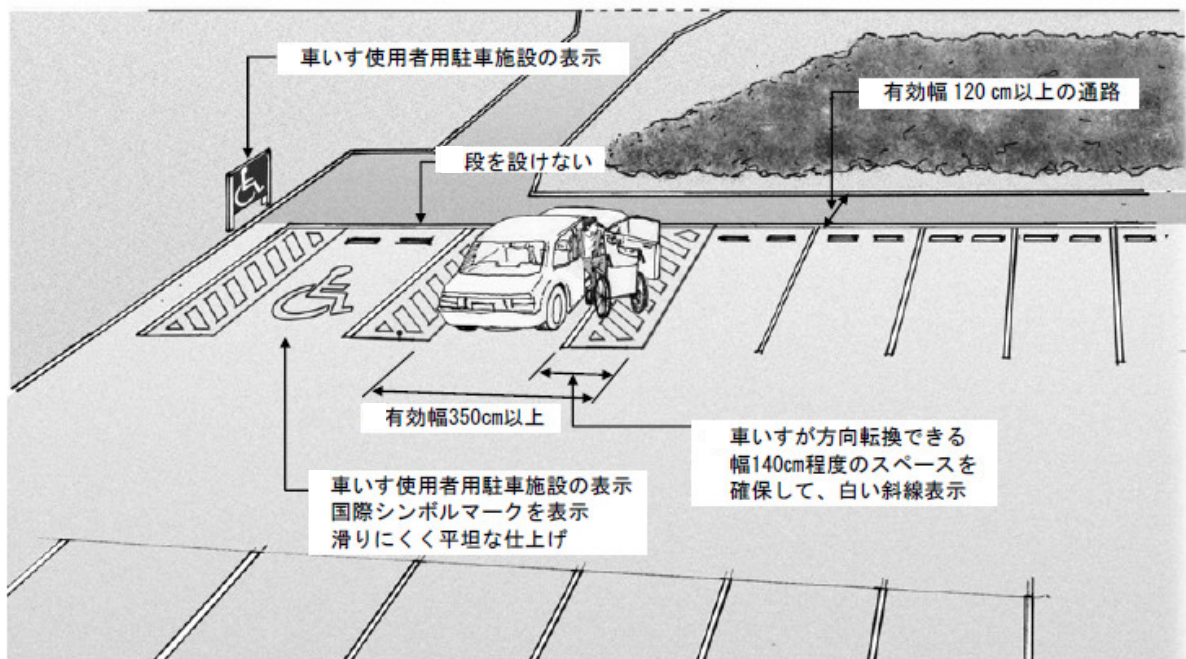
図6-1 車いす使用者用駐車施設



設計上の配慮事項

- ・車いす使用者用駐車施設は、基準に適合した園路に最も近い位置に設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm 以上の通路を設け、バリアフリー化された園路と接続させることが望ましい。

駐車場



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」